

平成 29 年第 11 回名取市教育委員会定例会会議録

1 会議の年月日

平成 29 年 11 月 29 日（水）

2 会議の場所

市役所 6 階西側会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 武田 堆雄

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱、及川理事兼学校教育課長、
大友教育部次長兼文化・スポーツ課長、五十嵐生涯学習課長、
佐藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について

日程第 5 議事

議案第 33 号 名取市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第 34 号 平成 29 年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）（教育費）に対する意見について

議案第 35 号 和解についてに対する意見について

議案第 36 号 閑上小中一貫校の名称について

議案第 37 号 平成 28 年度教育委員会の点検・評価について

議案第 38 号 平成 30 年度学校給食費の適正額についての諮問について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成 29 年第 11 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、日程第 1「前回会議録の承認」についてですが、前回の 10 月 23 日に開催した第 10 回定例教育委員会会議録について、各委員の方々には配布済みかと思えます。この内容につきまして何かご質疑等ありませんか。

全委員

質疑なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

日程の第 2、本日の「会議録署名委員」ですが、武田委員と相原委員を指名しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

日程第 3「教育長報告」に入ります。(1) 一般事務報告について教育部長より報告をお願いします。部長よろしくお願ひいたします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、資料は 3 ページから 5 ページになります。

私からは、特にございません。

後は、各課からの報告となります。

瀧澤教育長

それでは、庶務課からお願ひいたします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

庶務課からですが、4 ページ 35 番、11 月 13 日「第 2 回閑上小・中学校再建推進協議会」を開催しております。当日は 6 月の学校説明会と 10 月 26 日に開催した入学説明会、それとこの時点での入学通学予定者数を報告しております。

報告の後に閑上小中学校の建設現場の見学をしております。

2 点目、59 番「閑上小中学校現場見学会」11 月 25 日に開催しております。見学者数が、午前の部が 93 人、午後の部が 69 人合せて 162 人の就学児を含む児童生徒と保護者の方が見学に来ていただいております。

既に入学を希望している方もおられましたので、その方々は具体的に入学のイメージをもっていただいたと思います。あと検討中の方もおられましたので、今後、更に検討していただいているものと考えております。以上です。

瀧澤教育長

学校教育課お願ひいたします。

及川理事兼学校教育課長

学校教育課から 3 点お話しをさせていただきます。

3 ページの 10 番「志教育支援事業・第 3 回サミット」についてです。議場を会場に、各校

の代表が学校での取組の発表、連携して行っている「あいさつ運動」「サミット」についての報告を行いました。その後、市議会議員を交えた分科会で「笑顔でつながるまち なとり」を議題に今後の取組の方向性について話し合い、再び議場にて分科会での話し合いを報告し共有しました。

4 ページの 51 番「生徒指導問題対策委員会」についてです。この委員会は、市内小・中学校の校長、生徒指導担当教員の代表のほか、岩沼警察署をはじめ、PTA や関係機関の方々が委員となっており、生徒指導に係る問題について協議し、情報交換していただいています。

1 回目に「いじめ」、2 回目に「不登校」をテーマとしました。3 回目の今回は拡大委員会とし委員の他、各校生徒指導担当 1 名が出席し、「いじめ」についての事例の報告をもとに、各学校の取り組みや関係機関との連携についてワークショップ形式で協議いたしました。

4 ページの 52 番「研究主任者会 研修視察」についてです。「確かな学力」向上推進事業の一環として市内の研究主任が、秋田県湯沢市立湯沢東小学校、湯沢北中学校を視察しました。今後、研究主任者会として、視察してきたことをまとめ各校の実践に生かしていきたいと考えています。

昨年度は同じ小中学校を視察したわけですが、その小中連携を重要視してやっていきたいということもありまして、今回の施設についても小中連携という事にもつながっていくのではないかと感じているところです。以上です。

瀧澤教育長

それでは生涯学習課お願いいたします。

五十嵐生涯学習課長

1 点訂正をお願いします。

4 ページ 44 番、学校教育課ではなく生涯学習課で訂正をお願いします。

1 点報告させていただきます。公民館まつりについてです。3 ページ 21 番、11 月 5 日に愛島地区、相互台地区、那智が丘地区をかわきりに、各地区で公民館まつりが開催されました。

特に 5 ページの 57 番、11 月 25 日に震災後初めて「閑上公民館まつり」が下増田公民館において開催されました。中身については芸能の発表のみでしたが午前中盛会裡に終了しました。

今年度の公民館まつりは全て終了いたしました。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは文化・スポーツ課お願いいたします。

大友文化・スポーツ課長

1 点説明いたします。5 ページ 61 番になります。

昨日 11 月 28 日に、平成 29 年度第 2 回文化振興懇話会を開催いたしました。今回は、平成 28 年度から継続し策定に取り組んでおります、第 2 次「文化振興ビジョン」素案に対するご意見を頂きました。今後は、修正等を加え、12 月ないし 1 月には教育委員会のみなさまに内容を説明し、ご意見をいただきたいと考えており、その後、パブリックコメント等を実施し、3 月には全体の案をまとめるよう、進めて行く予定としております。

文化・スポーツ課からは以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

特にございませんか。なければ承認としたいと思います。

それでは次、(2)の行事予定について説明をいたします。まず教育部長より説明をいたします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、資料は6ページになります。私からは13番になりますが、12月市議会定例会が12月7日に開会予定であります。詳しい日程はまだ決まっておりませんが、教育委員会関連としましては、本日議題となっております「補正予算」及び「和解について」が提案されておりますので、後ほどご審議願います。また、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

庶務課からお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

それでは学校教育課お願いいたします。

及川理事兼学校教育課長

学校教育課から、2点お話しいたします。

6ページ6番の「志教育支援事業実践発表会・第4回サミット」についてです。12月4日、文化会館大ホールを会場に午後2時から行われます。第4回目となるサミットでは、児童生徒がこれまでの活動を振り返り発表することで、活動への満足感と今後の活動への意欲を持たせたいと考えています。また、将来の名取市について考えることで、名取への愛情を育み、地域に貢献しようとする意欲を高め、名取を支える人材育成を図っていきたいと考えています。

6ページ17番「全国中学校駅伝大会」についてです。10月3日に行われた県中体連駅伝大会で優勝した増田中学校男子駅伝チームが、12月17日滋賀県で開催される全国大会に出場します。11月4日に行われた東北大会では、県大会2位の女子チームとともにアベック出場し、男女とも宮城県勢としてはトップで、全体では男子が10位、女子は8位の成績でした。全国大会に期待したいと思います。以上です。

瀧澤教育長

それでは生涯学習課からお願いいたします。

五十嵐生涯学習課長

生涯学習課からは特にございません。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課お願いします。

大友文化・スポーツ課長

特にございません。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事予定について、ご質疑等ございましたらお願いします。

補足ですが、駅伝の全国大会に私と教育部長とで、12月16日と17日に幟を持って応援に行くことにしております。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認とします。次に日程第4 専決事務報告に入ります。

専決事務報告(1)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」説明をお願いします。教育部長、お願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、専決事務報告(1)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」ですが、資料は、7ページと8ページになります。

本件につきましては、平成29年10月19日付けで名取市植松在住の住民の方から、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき「全国学力学習状況調査の名取市全体の結果」について開示請求がありました。本調査の目的や文部科学省の留意事項から本市においては、名取市全体の結果を公表しないこととし、非開示としたものであります。

行政文書開示請求書が提出された日から起算して15日以内に開示決定を行わなければならないことから、専決処分しておりますのでご報告いたします。

詳細については、担当課からお願いします。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

及川理事兼学校教育課長

請求の内容はこの文書にあるとおりでございます。名取市全体の結果について見せて欲しいということでしたが、非開示の決定をしてから、この請求をされた方にお会いしてお話を聞いてまいりました。請求の段階でもそうでしたが植松に在住、館腰小学校の学区ということで、館腰小学校の結果について知りたい、という点がポイントでした。

名取市全体のことはなかったものですから、今回非開示とさせてもらったということをお話しさせていただいたというのが1点。

もう1点は学校ごとの結果の公表については、各学校で保護者宛に数値は表しませんが、県平均より上回ったとの表現でお話ししている部分があって、もし必要であれば、その点について学校のみ問合せいただいて校長先生からその点についてお示しいただくという方法をとっていただきたい、ということで説明してまいりました。

この開示請求の部分には、この開示請求によって何を目的としようとしているのか不明な部分があり、その点についてもお聞きしてきたのですが、開示請求の目的は10年前と現在とを比べてというような話でした。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった専決事務報告(1)についてご質疑等があればお願いいたします。

武田教育長職務代行委員

開示請求された方に通知した結果、了承していただいたという形でよろしいですね。

及川理事兼学校教育課長

非開示の決定を市政情報課の方で受け取って、その後、何で開示してくれないんだということで、学校教育課の方で窓口にいらっしゃったのですが、私が不在でしたのでその後、学校の方へお伺いしてそこでお話しして、市全体としての結果をお示しすることはできないんだという旨をこの内容に沿ってお話しして、請求者からは、そうですかということでした。了承をいただいております。

瀧澤教育長

他にございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(1)については報告どおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め専決事務報告(1)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」は報告どおり承認といたします。

次に日程第5 議事に入ります。

議案第33号「名取市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、議案第 33 号ですが、資料では 9 ページと 10 ページ、そのほかの資料としまして 1 枚もので「議案第 33 号資料」の新旧対照表になります。

本議案については、これまで児童生徒就学援助の「新入学用品費」を入学年度の 7 月に支給してきましたが、援助の対象が入学前に準備が必要なランドセルやカバン、通学洋服などの学用品であることから、来年度入学予定の児童生徒から入学年度の前年度の 3 月に支給できるようにするために要綱の一部改正を行なうものであります。

私からは、以上ですが要綱の内容について学校教育課からお願いします。

瀧澤教育長

それではお願いします。

及川理事兼学校教育課長

ご覧頂いている資料のとおりでございます。

只今部長からお話しがあった内容で、入学前に支給するというのを目的としての改正という事になります。

今日でしょうか、新聞で仙台市の方でも入学前支給という事について取り上げておりましたが、名取市においても小学校への入学、中学校への進学というところでの対応を対象にして入学前支給したいというふうに考えて今回の改正という事になります。

1 月には申請の受け付けをいたしまして、3 月支給に向けて準備を進めているところです。

ちなみに、新小学校 1 年生には 40,600 円、新中学 1 年生には 47,400 円の支給ということになります。これは今度の入学者がすべて対象というわけではなくて、申請をいただいた方のみということになるかと思えます。以上です。

瀧澤教育長

ニュースによりますと仙台市は中学生を対象にしているようですね。

及川理事兼学校教育課長

仙台市の方では中学生は進級する数が把握できるので中学生のみと、小学校の方ではその実態が把握できないので見合わせる、そういう内容だったと思います。

瀧澤教育長

資料にもありますが、この支給を受けてその後、転居や転校等があった場合は返還を求めると要綱で定めてあります。

只今説明のあった内容についてご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ議案第 33 号については、原案どおり承認したいと思います、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 33 号「名取市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり承認といたします。

次に議案第 34 号「平成 29 年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）（教育費）に対する意見について」、を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、議案第 34 号ですが、資料では、11 ページから 16 ページになります。

本案については、12 月 7 日から開催される定例議会に提案予定の教育費の補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。

それでは、補正予算案の内容についてご説明申し上げます。

資料の 13 ページをご覧ください。歳入の部になります。

14 款 1 項 3 目 1 節の教育施設災害復旧費につきましては、閑上小中学校の災害復旧に係る国庫負担金でありまして、後ほど歳出の方でも出てまいります。今回は、椅子やテーブルなどの管理用備品や教材備品の購入に係る負担金であります。補助率は 3 分の 2 となっております。

次に 14 款 2 項 5 目 1 節の教育総務費につきましては、緊急スクールカウンセラーに係る補助金であります。国からの交付決定に基づき予算化するもので、歳出につきましては、当初予算にて計上済みであります。

次に 14 款 2 項 5 目 2 節の小学校費及び 3 節の中学校費につきましては、要保護児童就学援助費と要保護生徒就学援助費であります。それぞれ対象経費の減による減額補正となります。

次に 14 款 2 項 5 目 4 節の文化財保護費につきましては、文化財普及活用事業費で、「歴史文化基本構想」の策定に係る補助金であります。後ほど歳出で説明いたしますが、当初、策定期間を平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年としていたところを 1 年間延長し平成 30 年度までと延長したことにより、策定にかかる経費の一部を今回減額し、平成 30 年度に改めて計上することとなったことによるものであります。

次に 15 款 2 項 6 目 1 節の小学校費及び 2 節の中学校費につきましては、被災児童就学支援事業費と被災生徒就学支援事業費であります。それぞれ対象経費の増による増額補正となります。

歳入については、以上となります。

次に資料の 14 ページをご覧ください。歳出の部になります。

10 款 1 項 2 目事務局費であります。11 節の消耗品費と 18 節の備品購入費につきましては、今回 16 ページの一番下、公立学校施設災害復旧費で備品購入費が認められ計上したことにより、当初、事務局費で計上していた分を財源の組み替えにより減額するものであります。

印刷製本費の増額は、小学校 3 年生で使用している副読本「わたしたちの名取市」の在庫がなくなったことによる増刷に係る経費であります。1,300 冊を増刷いたします。

そのほか委託料において、教育用コンピューター設置委託料が不足することから増額補正するものであります。

次に 10 款 1 項 4 目特別支援教育推進費であります。新年度で増田小学校において特別支援学級が増加する見込であることから、オルガンを 1 台購入するものであります。

次に 10 款 2 項 1 目小学校管理費であります。まず、プール監視補助員賃金について確定したことから天候不順により不要になった分を減額するものであります。

需用費の消耗品費については、閑上小中学校で使用する消耗品で災害復旧費の補助に該当しなかった分を計上しております。修繕料につきましては、愛島小学校において新年度学級数が増加する見込であることから、多目的ホールを普通教室に改造する経費を見込んでおります。委託料につきましては、児童通学送迎委託料これはスクールバスの委託料ですが、係る経費が確定したことによる減額であり、そのほか、現閑上小学校の備品移転と処分委託料を新たに予算化するものであります。また、備品購入費について減額補正となっておりますが、新年度学級数の増加などによる増額はあるものの、先程事務局費でも説明いたしましたが、公立学校施設災害復旧費で備品購入費が認められ計上したことによる減額が大きな原因であります。

次に 10 款 2 項 2 目小学校教育振興費であります。教育用コンピューター移設設定委託料は、新年度（平成 30 年度）に相互台小学校において普通教室が不足する見込みであるため、コンピューター室を移動することに伴うパソコン 40 台の移設経費であります。備品購入費の減額は、校務用パソコンの購入費の請け差を減額するものであります。扶助費の増額については、要保護及び準要保護児童就学援助費及び被災児童就学支援費の新入学用品費の国から示される標準単価が増額改正されたことに伴うものであります。

次に 10 款 3 項 1 目中学校管理費であります。小学校管理費と同様、プール監視補助員賃金について天候不順で不要になった分を減額するほか、委託料において、生徒通学送迎委託料、スクールバスの委託料ですが、係る経費が確定したことにより減額するものです。そのほか、現閑上中学校の備品処分委託料を新たに予算化するものであります。また、備品購入費については、新年度学級数の増加などに伴うテーブル、椅子などの購入費を計上しております。

次に 10 款 3 項 2 目中学校教育振興費であります。需用費において増田中学校の男子チームが駅伝大会で全国大会出場が決定したことから応援用の横断幕を作成する経費を計上するほか、負担金補助及び交付金で大会出場に係る経費を補助するための補助金を計上するものであります。備品購入費の減額は、校務用パソコンの購入費の請け差を減額するものであります。扶助費の増額については、要保護及び準要保護生徒就学援助費及び被災児童就学支援費の新入学用品費の国から示される標準単価が増額改正されたことに伴うものであります。

次に 10 款 4 項 2 目公民館費であります。館腰公民館耐震改修工事の増額補正になります。これは、補強計画詳細設計において補強方法の変更が必要との指摘がされ、これに伴うものであります。

次に 10 款 4 項 5 目文化財保護費であります。歳入でも出てまいりましたが、「歴史文化基本構想」の策定経費であります。当初、策定期間を平成 27 年度から平成 29 年度の 3 ヶ年としていたところを 1 年間延長し平成 30 年度までと延長したことにより、策定にかかる経費の一部を今回減額するものであり、「歴史文化基本構想」及び「保存活用計画」の印刷製本費が大きな減額となっております。

次に 10 款 4 項 6 目文化振興費であります。文化芸術に関する全国大会出場者助成金交

付対象者が増える見込であることから増額するものであります。

次に 10 款 5 項 3 目学校給食費であります。委託料で増額、備品購入費で減額となっておりますが、当初、閑上小中学校用のコンテナ購入費を備品購入費で計上しておりましたが、PFI 事業者との協議により委託料に組み替えることになったことが主な要因となっております。そのほか、増田小学校と増田中学校において新年度学級数増加が見込まれることからリフト用運搬車を購入する経費などを計上しております。

最後に 11 款 4 項 1 目公立学校施設災害復旧費であります。閑上小中学校の災害復旧の対象となる備品購入費を計上するものであります。

以上で説明を終了いたします。

瀧澤教育長

只今説明のあった補正予算について、ご質疑等ございましたらお願いいたします。もう少し詳しくとかありますか。

全委員

特になし。

瀧澤教育長

なければ議案第 34 号については、原案どおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、議案第 34 号「平成 29 年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）（教育費）に対する意見について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 35 号「和解についてに対する意見について」を議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、議案第 35 号ですが、資料では、17 ページから 20 ページと、本日配布しております議案第 118 号資料になります。

本議案は、平成 24 年 9 月 24 日に市内小学校で起きた児童同士のもみ合いの際に暴行を受けた児童が、暴行をした児童の父と母、及び名取市に損害賠償を求めて提訴した件について和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

「議案第 118 号資料」をご覧ください。まず、今回の損害賠償請求の事件の概要についてご説明いたします。

まず、1、事件の概要ですが、平成24年9月24日に市内小学校において休み時間に当時6年生だった児童Aと当時5年生だった児童Bとの間で、もみ合いが発生し、そのもみ合いで、児童Bが与えた暴行により児童Aが右目にけがをしたというものです。

次に、2、訴訟概要についてご説明いたします。(1) 訴訟の内容ですが、児童Bが児童Aに与えた暴行に対する損害賠償を児童Bの父と母及び名取市に求めたものです。名取市には、他の児童に危害を加えるおそれのある児童について万全の措置を講ずべき義務を負うということでの損害賠償責任を求められました。

本件の原告は児童Aです。被告は児童Bの父と母、及び名取市です。(2) 請求の内容は「被告らは連帯して原告に対し金980万6705円及び平成24年9月24日から支払済み日までの年5分の割合による金員を支払うことと、訴訟費用の負担」です。

次に、3、裁判の経過についてご説明いたします。平成27年9月18日に訴状が提出され、平成27年11月16日から本年8月31日まで計11回の裁判期日が開かれました。期日の内容は主に、「訴状に対する確認」「後遺障害の認定についての検討」であります。

それらを踏まえ本年8月31日の11回目の裁判期日で、裁判所より和解に向けての提示があり、和解に向けて「和解条項案の検討」へと内容が移りました。裁判所から提示された内容は、「これまでの主張、証拠一切を踏まえて、和解金として原告へ700万円を支払う」というものです。

裁判所からの提示を受けて、被告「児童Bの両親」と「名取市」で和解案について検討し、児童Bの両親が700万円を支払い、名取市が謝罪の意を表し再発防止に努めることとなりました。

第13回和解期日では、市側が提示した和解条項案が各当事者共に了承することが確認され、裁判所からの和解条項案という形で各当事者に提示されました。今後、議会から議決を得られた場合は、次回和解期日にて和解成立により、本損害賠償請求事件が終了するため、議案を提出するものです。

次に和解条項案の内容につきましてご説明いたします。議案書の資料19ページになります。議案の6「和解条項案の概要」をご覧ください。要点といたしまして

- (1) が児童Bの両親が児童Aに対し700万円を支払うこと。
- (2) では、その支払い方法等について明記しています。
- (3) では、児童A及び児童Aの両親に対し、名取市が謝罪し。
- (4) では、名取市は再発防止策に努めることが述べられています。
- (5) では、原告はその他の請求を放棄すること。
- (6) では、原告と被告、被告同士の間で何ら債権債務がないことを相互に確認するということです。

(7) では、訴訟費用は各自負担するということです。訴訟費用とは、原告が訴訟提起時に納めた印紙代があげられますので、これは原告が負担することになります。よって訴訟費用については、名取市が支払う費用はございません。

市といたしましては、事件発生前から特別支援教育支援員の適切な配置、研修会や相談会などの実施を行い、特別な支援や配慮などが必要な児童・生徒への支援や見守りを強化してきている中でこの事件であり、管理側としての責任を果たしておりました。また、本事件は休み時間中の廊下において発生した偶発的なもので、さらに普段からの児童A、児童Bの関係からも本件事件の発生を予見することは困難で過失はなかったことなどについて主張いたしました。

しかしながら、本事件により市内小学生が校内で右目にけがをしたことは事実であります。

そこで市といたしましては、本件事故を重く受け止め、原告に謝罪をすると共に、これまで続けてきた取組を今後も継続、強化していくことで再発防止に努めます。

そのうえで、市民である原告との間の訴訟という決定的な対立状態や紛争のさらなる長期化は回避し、和解という円満な形で解決を図りたいと判断したところであります。

以上で「和解について」の補足説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

瀧澤教育長

只今説明のありました、議案第 35 号について、ご質疑ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、議案第 35 号を、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 35 号「和解についてに対する意見について」は、原案のとおり承認といたします。

次に議案第 36 号「閑上小中一貫教育校の名称について」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、議案第 36 号ですが、資料では 21 ページと 22 ページになります。22 ページをご覧ください。

平成 30 年 4 月開校予定の閑上小中一貫教育校の名称についてであります。昨年の 6 月定例教育委員会におきまして、閑上小中一貫教育校の法律上の正式名称を「閑上義務教育学校」とし、一般的に使用される通称については、学校管理規則で「閑上小中学校」と規定する方向で進めることについて承認していただいたところあります。

しかしながら、正式名称「閑上義務教育学校」と通称「閑上小中学校」の使い分けを明確化することが難しく、混乱を招く可能性があることから、設置条例において、学校の種類は義務教育学校であることを明らかにした上で正式名称を「閑上小中学校」と規定しようとするものであります。

具体的には、22 ページの表のとおり整理することとなります。この表をご覧いただくとおり（1）では小学校（2）では中学校（3）としまして新たに義務教育学校ということで規定しましてその中に「閑上小中学校」を規定するものでございます。

説明は以上となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ原案どおり承認したいと思います。

武田教育長職務代行委員

今まで「一貫校」とか「義務教育学校」とか「閑上小中学校」とか言っていたわけですが、
こういう使い分けができるのですか。「義務教育学校」であり「閑上小中学校」であるとい
う考え方なのですか。

瀧澤教育長

そうですね。学校の種類としては義務教育学校、小学校中学校と同じような使い方で義務
教育学校であるというような。

武田教育長職務代行委員

それでは、マスコミなど色々なところにもこれからは「閑上小中学校」という名称で案内
を行うのですね。

瀧澤教育長

いろいろ企画員の方で検討してもらいましたが、当初の呼び方だと、例えば卒業証書や、
名札にはどうするのか、「閑上義務教育学校」が正式名称であると、どちらを使うか現場も
教育委員会も紛らわしくなってしまうということで、学校の種類は義務教育学校と位置付け
た上で、正式名称は「閑上小中学校」となりました。

他によろしいでしょうか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 36 号「閑上小中一貫教育校の名称について」は、原案の
とおり承認いたします。

次に議案第 37 号「平成 28 年度教育委員会の点検・評価について」、を議題いたします。
教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、議案第 37 号についてですが、資料は 23 ページと別冊の「平成 28 年度名取市
教育委員会点検・評価報告書」になります。

本件については、9 月の定例会の協議において、事務局作成の素案を説明し、10 月の定例
会において確認をしていただいた後、11 月 8 日には、学識経験者として選任した、岡田郁
子氏と佐藤俊隆氏によるヒアリングが行われ、両氏からご意見をいただいて、別冊のとおり
報告書をまとめました。

前回からの修正内容については、6 点ございます。

1点目は、9ページ「事業の課題・改善策」の欄中2段落目を、文章表現が分かりづらいところのご指摘から次のとおり全面修正しております。

多種多様な市民への情報提供や学習相談に対応するために、職員には質の高い人材が求められる。このことから、対応する職員の人材育成を図るほか、研修機会を設け、またその情報を共有できるようなシステムづくりが課題であると修正しております。

2点目は、11ページ「事業の概要」の欄中2段落目の文言を修正しております。

3点目は、11ページ「事業の効果等」の欄中3段落目の文言を一部削除しております。

4点目は、13ページ「事業の効果等」の欄中3段落目の文言を一部削除しております。

5点目は、23ページ「事業の実施状況」の欄中1段落目の文字を修正しております。

6点目は、27ページ2(1)の最終段落を次のとおり修正しております。

基本計画の概要は、鉄筋コンクリート造4階建てで校舎最上階に児童生徒全員が入れるランチルームを設け、災害時には一時避難所として活用出来るよう防災拠点としての設備を備えたものである。

以上6点について修正しております。

また、学識経験者の意見書につきましては、29ページと30ページに掲載しております。

この報告書については、法律の規定により議会への提出と市のホームページによる公表を行うこととなります。

よろしくご審議をお願いします。

瀧澤教育長

只今説明のありました議案第37号について、補足説明も含めて、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

無ければ、議案第37号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第37号「平成28年度教育委員会の点検・評価について」は、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第38号「平成30年度学校給食費の適正額についての諮問について」を議題といたします。

教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長兼庶務課長事務取扱

それでは、議案第38号についてですが、資料は24、25ページになります。

平成30年度学校給食費の適正額について、資料25ページの案により名取市学校給食運営審議会に諮問することについて、ご審議をお願いするものです。

私からは、以上ですが担当課から何かあればお願いします。

瀧澤教育長

ではお願いします。

及川理事兼学校教育課長

名取市学校給食運営委員会につきましては12月下旬もしくは年明けということで日程の方を調整しているところです。米の価格が上昇していることもありましてその内容によってひよっとしたら値上げということになってくるかなと予想しているところです。

瀧澤教育長

只今説明のありました議案第38号について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

無ければ、議案第38号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第38号「平成30年度学校給食費の適性額についての諮問について」は、原案のとおり承認といたします。

本日の議事日程は以上でありますので、本日の会議を終了いたします。

午後3時05分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成29年12月21日

署名委員 _____

署名委員 _____